

答弁書第一〇五号

内閣参質一八九第一〇五号

平成二十七年四月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出「北朝鮮当局による人権侵害問題」に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出「北朝鮮当局による人権侵害問題」に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、御指摘の決議や報告書等において北朝鮮による広範な人権侵害が指摘されていると承知している。

三及び四について

御指摘の報告書の個々の文言が意味するところについて、政府としてお答えする立場にない。

五について

お尋ねについては、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成十八年法律第九十六号）第二条第三項等の規定に基づき、引き続き国民世論の啓発を図ることに努めてまいりたい。

